

平成15年2月



家裁における書記官事務の指針
(少年編)

最高裁判所事務総局

はじめに

適正かつ迅速に少年事件を処理するためには、チームを構成する裁判官、書記官、家裁調査官が緊密な連携をとりつつ、事件処理に関する認識を共通化させ、事件処理を進める上で発生する様々な事象に的確に対応していくことが大切である。そのためには十分な情報収集と収集した情報の共有が不可欠であり、それらの情報を正確に分析し、事件処理に活かしていく方策をたえず検討・実践し続けなければならない。

家裁研究係等においては、このような観点から、少年事件における書記官事務の在り方について、裁判官や家裁調査官との連携・協働を通じて行われる事件処理の中で、書記官が法律専門職としての立場から、より適切かつ有効な事務処理を行うための方策として考えられる工夫を、実践を通じて積み重ねてきた。

この指針は、平成9年度の研究係の設置以来、6年間にわたって積み重ねてきた家裁研究係等における研究成果を取りまとめたものであり、家裁少年部・係における標準的な書記官事務の在り方を示すものである。

この指針では、標準的な書記官事務として汎用性があると思われるものを取りまとめているが、当然のことながら、具体的な事件処理における書記官事務は、その事案や状況に応じて柔軟に行われるべきであり、具体的な事件処理に当たっては、事案と状況に応じてこの指針を柔軟に活用しつつ、さらに創意と工夫を重ねて、審理の充実に取り組んでいただきたい。

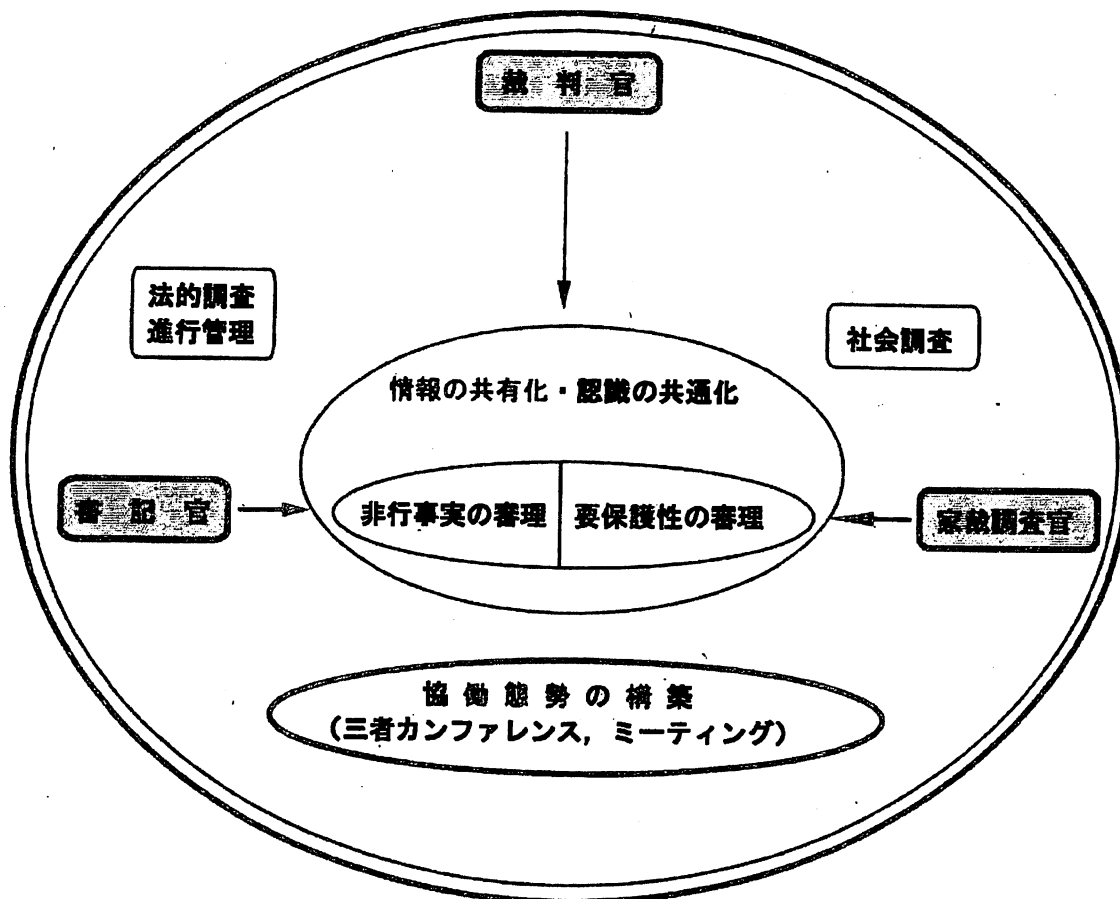
目 次

少年保護事件における書記官事務	1
第1 協働態勢の構築	2
第2 日常的な事務処理の在り方	4
1 法的調査事務の在り方	4
§ 1 調査の時期	4
§ 2 調査の範囲	5
§ 3 調査の効率化	6
§ 4 調査結果の活用	8
2 進行管理事務の在り方	10
(1) 個別事件の進行管理事務の在り方	10
§ 1 審判の計画的運営	10
§ 2 事件関係者等への働きかけ	11
§ 3 少年及び保護者の出頭確保	13
§ 4 被害者対応等	13
(2) 担当事件全体を視野に入れた進行管理事務の在り方	14
§ 1 事件処理の優先関係	14
§ 2 標準的な事件処理期間の設定	15
§ 3 裁判官, 家裁調査官との情報共有	16
3 三者カンファレンスの在り方	17
§ 1 カンファレンスの対象事件の選別	17
§ 2 カンファレンスの準備	17
4 決定書の点検等	19

第3	複雑な事件等における事務処理の在り方	20
1	法的調査事務の在り方	20
§ 1	問題点の早期発見・報告	20
§ 2	法的調査の計画と調査結果の書面化	22
§ 3	法的調査結果の活用	23
2	進行管理事務の在り方	25
§ 1	審理計画策定への関与	25
§ 2	事件関係者等との対応	26
§ 3	審理計画の実行への関与	28
§ 4	協力態勢の確立	29
3	三者カンファレンスの在り方	30
§ 1	事件の進ちょく状況に応じたカンファレンスの実施	30
§ 2	カンファレンスの効率化	30
	【資料編】	32

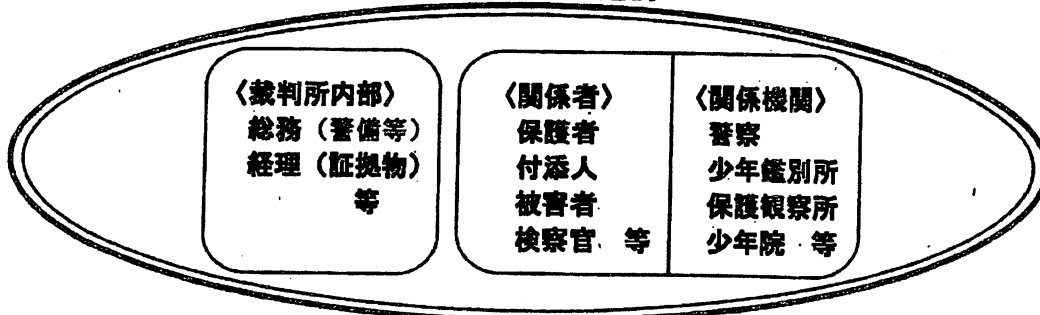
少年保護事件における書記官事務

法的調査・進行管理事務の充実



連絡・調整

関係機関等との連携



第1 協働態勢の構築

【ポイント】

- ◎ 協働態勢の構築は、審理充実事務の基盤である。
- ◎ 協働態勢を構築するためには、裁判官及び家裁調査官との十分な意思疎通が基盤となるが、定例のミーティングや個別事件における三者カンファレンスの実施、情報化機器等の活用を通じてこれを行っていく。
- ◎ ミーティングや三者カンファレンスは、目的を明確に設定し、目的に応じた方法等を選別し、実施することが重要であり、自己目的化、形骸化することのないように注意する。

(協働態勢構築の目的)

適正迅速な少年審判の運営は、裁判官のみによって達成することはできず、少年審判に関わる裁判官、書記官、家裁調査官がチームとして緊密な連携を図りつつ、各職種が適切な職務を担うことによって初めて実現される。チームを構成する裁判官及び家裁調査官との協働態勢の構築は、書記官が行う審理充実事務の基盤となるものであり、これにより三者の間に形成された協働意識が後に掲げる法的調査事務や進行管理事務等の各種事務を実効性あるものとする。

協働態勢の構築の要素は情報の共有と認識の共通化であるが、その対象は、個別の事件の内容や進行はもちろん、部全体の事務処理態勢の在り方や事務の効率化などまで広く及ぶべきものである。

協働態勢を構築していくためには、裁判官、書記官、家裁調査官の三者が日頃から幅広く意思疎通を行うことが大切である。そのための方策としては、ミーティングや三者カンファレンスを行うことが効果的であり、情報化機器を活用することも有用である。

(留意点)

① ミーティングについて

定例のミーティングには、係別のものと部全体のものとがあり、前者では係属する事件全体の一般的な進行方針や個別事件の処理方針についての意見交換を、後者では係間の情報交換、部全体の事務処理態勢や事務改善等についての意見交換を行うことになる。定例のミーティングは協働態勢構築の第一歩である。その場合、ミーティングの目的を明確にして実施することが重要であり、目的が曖昧であると、それ自体が目的化したり、形骸化したりしかねない。

一方、関係者が一同に会してのミーティングは時間の制約が大きいという面があるので、協働態勢が成熟した段階では、必ずしも形式にこだわるのではなく、ミーティングの目的を踏まえつつ、参加者、実施回数、実施方法等を適宜見直すなど柔軟に運用すべきである。

② 三者カンファレンスについて

三者カンファレンスでは、個別の事件について審理計画を策定したり、処遇についての意見交換を行うことになる。

三者が一同に会することは、時間的制約や日程調整の問題もあるので、費用対効果の観点から事件を選別し、個々の事件の問題点を整理したうえで効率的に行うなど、個々の事件ごとにその必要性、目的、方法を検討する必要がある。

③ 情報化機器等の活用について

情報化機器及びこれに基づくネットワークやシステムデータ等の活用については、裁判官、書記官、家裁調査官の協働態勢の構築の要素でもある情報共有の観点からはもとより、事務処理の効率化の観点からも有用であるが、その利用方法については十分な意見交換を行い、利用自体が目的化しないように検討していく必要がある。

第2 日常的な事務処理の在り方

1 法的調査事務の在り方

【ポイント】

- ◎ 送致された全事件について、裁判官の審理方針を踏まえ、事件類型や内容に応じて、早期に法的調査を行う。
- ◎ 審判条件等の形式的事項はもちろんのこと、非行事実の認否や非行事実を認定するに足りる証拠書類等がそろっているかなどの実質的事項も含めて法的調査を行う。
- ◎ 効率的で均質な調査を行うために、事件類型等に応じて調査事項を定型化するなどの工夫を行う。
- ◎ 調査の結果は必要に応じて書面化し、関係職種間で情報を共有するとともに、その結果を活用して、その後の進行管理事務につなげる。

§1 [調査の時期]

- 審判手続における審理を充実させるため、事件係属後の早い時期に法的調査を行う。
- 時間的制約のある事件における法的調査は、事件受理直後の段階で、特にポイントを絞って迅速に行う。

(書記官が法的調査を行う目的)

少年審判手続において、適正迅速な非行事実の認定を実現し、効率的な進行管理事務を実現するためには、裁判官が行う法的調査の補助として、書記官が、裁判官の審理方針を踏まえて、事件係属後の早い時期から審判条件等の形式的事項を点検するとともに、送致事実を認定するに足りる証拠書類がそろっているかどうかなどの実質的事項を点検することが必要である。

(事件受理直後の法的調査 (一次調査))

少年事件では、身柄事件など時間的制約のある事件があり、またほとんどの事件について家裁調査官による調査を行うことから、早期に裁判官、家裁調査官に事件記録を貸し出さなければならないので、できる限り効率的に調査を行う必要がある。そこで、事件係属後の早い段階で、事件記録に基づいて法的調査を行い、その後の審判手続を進める上で有用な事項及び障害となる事項を把握する。

特に迅速に法的調査を行わなければならない事件としては、身柄の移送、回付が見込まれる事件、年齢切迫事件等がある。

(記録の一時返還 (二次調査))

時間的制約から事件受理直後の法的調査が十分できなかった事件、あるいは審理の過程で更に深化した法的調査を行う必要が生じた事件については、家裁調査官から一時的に記録の返還を受けて、法的調査を行う。

§ 2 [調査の範囲]

- 少年の年齢、管轄、送致の適否といった審判条件等の形式的事項はもちろんのこと、非行事実の認否や補強証拠と考えられるものの有無、証拠物領置の要否等の実質的事項についても法的調査を行う。

(形式的事項について)

審判条件等のほか、原則検送対象事件 (少年法 20 条 2 項)、検察官関与対象事件 (同法 22 条の 2 第 1 項) に該当する事件かどうかについても調査する。

(実質的事項について)

実質的事項として、次のような調査を行うことが相当である。

- ① 観護措置決定陳述録取調書、勾留質問調書、検面調書、員面調書等から、少年の認否 (供述の変遷) を調査する。

- ② 送致事実から、補強証拠と考えられるものの有無、また、その内容が送致事実と合致するかどうか調査する。
- ③ 証拠物については、領置の要否や没取の可否、受還付権者、最終的な所有権の帰属等を見込んだ上で調査する。
- ④ 少年又は保護者による付添人の選任の要否等を検討する前提として、法定代理人である保護者の適格性、事実上の保護者の有無について調査する。
- ⑤ 事件記録等から、未送致の余罪の有無について調査する。

§ 3 [調査の効率化]

- 全事件について画一的な調査を実施するのではなく、裁判官の審理方針を踏まえた上で、事件類型及び内容に応じて、効率的な調査を行う。
- 事件類型に応じて調査事項を定型化した書面（法的調査票等）を用意する、あるいは調査方法に関するマニュアルを策定するなど効率的な調査事務を実施するために汎用性のあるツールを準備して、調査の質及び量を平準化する。

(事件類型に応じた調査)

必要とされる調査内容は個々の事件によって異なるので、事件を内容別に類型化し、それぞれの類型に応じた調査方法を定めるなどして効率化を図ることが相当である。

具体的には、一般事件と道路交通法違反事件、身柄事件と在宅事件、否認事件とそれ以外の事件といった類型化や、窃盗、傷害、恐喝といった非行事実による類型化などがある。

(法的調査票等の利用)

法的調査事項を一覧的に記載した法的調査票等を作成し、これに基づいて調査を行うことが調査時間を短縮する上で有効である。また、調査事項を書面化

することで、必要最小限の調査が確実に行われることとなり、調査の質と量が平準化されて安定した調査を行うことができる。

なお、簡易送致事件のような軽微な事件については、費用対効果の観点からも法的調査票を作成する必要性は乏しい。

(マニュアルの策定)

少年事件に不慣れな書記官でも一定水準以上の法的調査が行えるようにするためには、法的調査についての一般的な手順や「法的調査票」の作成要領や利用方法などを取り決めたマニュアルを策定することも有用である。

※ 参考例

- ・ 少年の認否や補強証拠として考えられるものといった実質的事項も盛り込んだ法的調査票【資料1】を作成して利用している。
- ・ 証拠物の所有者や放棄書の有無が記載できるような押収物チェック票【資料2】を作成して利用している。
- ・ 裁判官の協力を得て、事件類型ごとに考えられる補強証拠の種類を分類・整理した補強証拠一覧表【資料3】を作成し、これを資料として、補強証拠として考えられるもののチェックを行い、記録の当該箇所に付せんを付けている。
- ・ 自庁における過去の取扱例を基に、証拠物領置基準【資料4】を策定し、それに基づいて、書記官が証拠物の領置の要否を検討し、裁判官に意見の申出を行っている。
また、書記官が証拠物に関する調査を行い、裁判官に意見の申出を行うことにより、領置に関する判断が迅速に行われ、領置する必要性の乏しい物については受理日のうちに検察官へ返還している。
- ・ 法的調査票は、記録の末尾（分冊記録については第1分冊の末尾）に綴る運用をしたことにより、検索がし易くなるとともに、記録の閲覧、謄写の際にも取り外しが容易となった。

§ 4 [調査結果の活用]

- 事案の概要、非行事実の認否等から、事件を通常の事件として処理するか、複雑な事件として処理するか振り分ける。
- 法的調査の結果を书面化することにより、裁判官及び家裁調査官との間で情報の共有化を図る。
- 法的調査の結果を十分に活用して、進行管理事務を行う。

(法的調査結果と進行管理事務の関連性)

法的調査は、単に事件における問題点を発見することだけを目的とするものではなく、裁判官の審判運営方針を踏まえて、その問題点に対する対処方法を含めた審理計画案を立案する等の進行管理事務を行う前提となるものである。そこで、書記官としては、法的調査の結果に応じて、次にどのような進行管理事務を行うべきなのかを常に意識しておく必要がある。

(事件の振り分け)

否認事件や多数共犯事件その他法律面や事実面に問題のある事件は、通常の事件に比べて進行管理に多くの事務を要するので、効率的な事件処理のためには、法的調査の結果を踏まえて、通常の事件として処理するか、複雑な事件として処理するかを振り分けることが有効である。

複雑な事件として処理すべき振り分けの基準としては、少年が非行事実を否認している場合、一人の少年について多数の送致事実がある場合、共犯者が多数あり審判期日等の調整が必要な場合、共犯者間の供述に食い違いがある場合などが挙げられる。

(調査結果の共有化)

法的調査の結果は、法的調査票等に記載することにより、裁判官や家裁調査官と情報を共有するための手段となることから、同書面については色の付いた

ものを使用したり、記録への編てつ位置について取り決めを行うなどして検索の便宜を図る等、広く利用されるような工夫を行うことが必要である。

(調査結果の活用例)

- ① 移送、回付が見込まれる場合には、速やかに裁判官に報告するとともに、移送、回付に向けた必要な準備を行う。
- ② 法的調査の結果、送致事実と罰条に食い違いがある場合、送致事実と証拠に食い違いがある場合、補強証拠と考えられるものが不足している場合等には、裁判官と協議した上で、警察や検察庁に補正依頼や補充捜査依頼を行う。
- ③ 少年の供述が変遷している場合や共犯者の供述内容との間に矛盾がある場合等、早期に少年の供述を確認する必要がある場合には、裁判官と協議した上で、中間審判期日指定の手続を行ったり、家裁調査官に供述内容の確認を依頼したりする。
- ④ 領置不要と思われる証拠物は、裁判官と協議した上で、領置せずに検察官に返還する。また、領置した証拠物のうち還付不相当な物については、家裁調査官による面接調査時や審判期日において、所有権放棄の意思確認をしてもらう。
なお、証拠物の受入、保管、仮出し等については、スムーズな処理が行われるように、会計担当者と協議しておく。
- ⑤ 保護者がいなかったり、保護者が少年の養育に無関心である場合など保護者の監護能力に疑問がある場合には、少年又は保護者による付添人選任の要否を検討して、裁判官に意見の申出を行う。
- ⑥ 未送致の余罪がある場合には、警察や検察庁から情報収集して、裁判官及び家裁調査官に情報提供する。

2 進行管理事務の在り方

(1) 個別事件の進行管理事務の在り方

【ポイント】

- ◎ 審理計画の策定に関与し、手続の流れを見通した進行管理事務を行う。
- ◎ 付添人から準備状況について聴取したり、警察から未送致の余罪に関する情報を収集したりするなど、審判期日に向けた必要な準備を行う。
- ◎ 少年及び保護者の出頭確保や被害者対応等に留意する。

§ 1 [審判の計画的運営]

- 法的調査の結果などを基に、審理計画案を立案し、裁判官、家裁調査官と協議する。審理計画が策定された後には、同計画に沿って審理が行われるべく進行状況を確認する。
- 随時進行管理を行う必要がある事件（身柄事件等）については、必要な情報を記載した「進行管理メモ」や送致事実の写しなどを手元に保管する。

(書記官が進行管理事務を行う必要性)

少年事件に限らず、事件処理が適正かつ迅速に行われるためには、個々の事件の進行状況を一元的に把握し、管理する者が必要である。

書記官には、裁判官、家裁調査官とともに一つのチームを形成し、その中で、審理計画の策定に関与し、処遇選択を含めた事件終局までの全体的な見通しを持って進行管理事務を行うことが期待されている。

(審理計画案の立案)

想定される終局決定の時期を念頭に置いて、審判期日の予定時期、観護措置

更新決定の予定時期、三者カンファレンスの実施時期等を検討した上で審理計画案を立案し、裁判官や家裁調査官と協議する。

(審理計画の見直し)

審理計画の策定後に生じた問題点については、速やかに裁判官や家裁調査官にも報告して、審理計画の見直しを図る。

(事件情報の手元保管)

少年事件では、必要に応じて家裁調査官に記録を貸し出しており、記録が常に書記官の手元にあるとは限らないことから、書記官としては進行管理事務を行いづらい面がある。そこで、必要な情報はあらかじめ「進行管理メモ」【資料5】等に記載して手元に保管しておけば、警察からの余罪捜査の依頼等、関係機関からの照会にも速やかに対応することができる。

※ 参考例

- ・ 身柄事件について、書記官の手元に事件記録がない状態でも進行管理事務ができるよう、進行管理に必要な情報を記載した「身柄事件管理票」【資料6】を作成し、活用している。

§ 2 [事件関係者等への働きかけ]

- 付添人に対して、準備状況について問い合わせたり、意見書の提出を促すなど、審判期日に向けた必要な準備を行う。
- 未送致余罪に関する情報を収集し、警察署等に対して早期の事件送致を促すなど、関係機関との連絡調整を行う。
- 身柄事件については、少年鑑別所に審判期日の予定や観護措置更新決定の予定時期などの情報を早期に伝え、円滑な事件の進行確保に努める。

(付添人との事前調整)

付添人が選任されている事件については、記録の閲覧・謄写日や意見書の提出等付添人活動に関する調整を行う。被害弁償が予想される事案については、その実施の有無の確認、資料の提出の促し等を行う。

(余罪情報の収集)

未送致の余罪がある場合には、警察署や検察庁から罪名、事案の概要、送致時期、再逮捕予定などの情報を収集し、裁判官及び家裁調査官に情報提供する。

未送致の余罪の有無及び送致の時期は、少年の処遇決定や審理期間に重大な影響を与える要素であるから、早期にその情報を把握し、送致機関に働きかけを行う必要がある。また、事件記録から明らかでない余罪が家裁調査官の調査の中で判明した場合には、家裁調査官から情報提供を受けて、早期の事件送致を依頼するなど必要な働きかけを行うべきである。

(少年鑑別所との期日調整)

少年鑑別所に審判期日の予定を伝えるとともに、少年鑑別所の押送態勢を聴取し、具体的な審判期日について調整する。また、併せて観護措置の更新決定の予定時期についても打ち合わせておく。

(その他)

- ① 補充捜査依頼を行うについては、補充捜査結果について裁判官や付添人が検討する時間も考慮した上で、捜査結果の報告期限を定める。
- ② 事前に裁判官又は家裁調査官から終局決定の見込みに関する情報を収集し、保護処分が見込まれる事案については、執行方法等について、遺漏のないよう関係機関と調整しておく。

※ 参考例

- ・ 余罪については、所轄警察署、担当者、罪名、事案の概要、送致時期、再逮捕予定等、収集する情報が多いことから、必要事項を一覧にした「余罪聴取書」【資料7】を作成して利用している。

§ 3 [少年及び保護者の出頭確保]

- 少年及び保護者の出頭を確保するために、審判期日の時期や呼出方法について留意する。
- 保護処分が見込まれる事件については、抗告権を有する法定代理人たる保護者の出頭確保に留意する。

§ 4 [被害者対応等]

- 事件係属中に、被害者等から、被害者のための諸制度に関する申出又は照会があった場合には、必要に応じて裁判官に報告し、対応について協議する。

(出頭確保)

在宅事件の審判期日の指定に当たっては、裁判所が少年の就学又は就労状況、保護者の就労状況などに配慮することが相当である。また、社会調査の段階で少年及び保護者から審判期日についての希望が述べられることも多いことから、それらの情報が正確に伝達されるようにあらかじめ家裁調査官との間で協議しておくことが相当である。

なお、年齢切迫事件等、特に急いで審判期日の呼出をしなければならない場合には、調査期日の際に書記官が期日呼出状を少年や保護者に直接交付することも有用である。

(被害者等からの意見聴取)

被害者等から意見聴取の申出があった場合には、被害者等の意向に配慮しつつ、聴取の時期、方法等について、裁判官及び家裁調査官と協議する必要がある。特に、審判期日における意見聴取を希望する場合には、その当否の判断は慎重に行わなければならないので、綿密な協議を行う。

(2) 担当事件全体を視野に入れた進行管理事務の在り方

【ポイント】

- ◎ 担当事件全体の進行状況を把握し、特に優先的に処理すべき事件の処理方法について、裁判官、家裁調査官と協議する。
- ◎ 計画的な審理実現のために、在宅事件について、一般的な事件終局までの期間の目安を立てる。
- ◎ 裁判官、家裁調査官との間で担当事件全体の処理状況についての認識を共通化するため、未済事件一覧表等を作成して情報提供する。

§ 1 [事件処理の優先関係]

- 担当事件全体の進行状況を把握し、年齢切迫事件、長期未済事件、非行日から相当期間経過した事件など、優先的に処理すべき事件を選別し、該当事件の早期処理について、裁判官、家裁調査官と協議する。

(留意点)

- ① 担当事件全体の中で、優先して処理すべき事件について、裁判官、家裁調査官との間で認識を共通にする必要がある。そのためには、各裁判体の事件処理の状況を考慮しつつ、年齢切迫事件、長期未済事件（家裁送致後長期間が経過した事件）、非行日から長期間経過した事件等について、あらかじめ優先処理に関する基準を定めておくことが相当である。
- ② 試験観察中の事件のうち、相当期間が経過しているものは、家裁調査官に進ちょく状況を確認する。その上で必要に応じて裁判官を交え、終局審判の時期を検討する。

※ 参考例

- ・ 送致日から3か月以内に成人に達する事件については、訟廷で記録の表紙に年齢切迫事件である旨を注記して、担当係に引き継いでいる。
- ・ 長期未済事件の起算点及び期間については、事件受理後概ね3か月超としている。
- ・ 事件受理後3か月を経過した事件について、裁判官、書記官、家裁調査官が協議し、あらかじめ審判期日を指定して、優先的に審理を行っている。また、少年に対する教育的効果の観点から、非行時から6か月経過している事件も同様の扱いとしている。

§ 2 [標準的な事件処理期間の設定]

- 在宅事件については、行うべき事務とその時期を検討し、事件終局までの一般的な期間の目安を立てた上で、裁判官、書記官及び家裁調査官との間で、審理期間についての申合せを行う。

(留意点)

在宅事件は、身柄事件と異なり、通常、事件の処理に明確な時間的制約がないことから、ともすれば審理期間が長期化する傾向がある。それを防ぐためには、裁判官、書記官及び家裁調査官との間で、在宅事件の審理期間を例えば3か月以内に処理するなどの申合せを行って、それを目安として事件処理を行うことが有効である。

※ 参考例

- ・ 在宅の道路交通法違反事件について、事件受理後2か月を目処として事件を終局させるように努めている。また、そのうち共同危険行為事案については3か月を目処として事件処理をしている。

§ 3 [裁判官、家裁調査官との情報共有]

- 情報化機器及びこれに基づくネットワークやシステムデータ等を活用して、未済事件一覧表、長期未済事件一覧表、年齢切迫事件一覧表、試験観察事件一覧表等を作成し、裁判官、家裁調査官に情報提供することで、担当事件全体の処理状況について、認識を共通化する。

(情報共有の方法)

- ① 事件の進行状況を把握するための手段として、未済事件一覧表等の資料を作成して裁判官、家裁調査官に提供することは、認識を共通化するという面から有効である。また、庁（部）全体の運営管理の観点から、当該一覧表については、主任書記官、主任家裁調査官等にも提供することが相当である。
- ② 未済事件一覧表等の資料作成の目的は、一覧表等により把握した情報を基に適切な進行管理を行うことにあるから、情報を生かした具体的な事件処理の態勢を確立しておくことが相当である。具体的には、家裁調査官にも一覧表等を提供し、長期未済事件等の各進ちよく状況を確認することで、よりの確に事件全体の進行状況を把握することができる。

(留意点)

家裁調査官の行う調査の期間については、調査方法等の問題と関わっている場合があり、主任家裁調査官等が行う指導監督事項でもあることから、書記官の行う進行管理との間で混乱が生じないように留意する必要がある。

※ 参考例

- ・ 少年事件処理システムのデータを利用して、各種未済事件一覧表（係属事件一覧表、試験観察事件一覧表等）を作成し、担当事件全体の進行状況を把握している。また、家裁調査官に調査の進捗状況等を記入してもらい、より詳細な進行状況の把握に努めている。
- ・ 作成した各種一覧表等については、LAN上の共有フォルダに置くなどして、裁判官、書記官、家裁調査官が同時に利用できるようにするなどの工夫をしている。

3 三者カンファレンスの在り方

【ポイント】

- ◎ 三者カンファレンスは、事件についての認識を共通化するために有効な手段であるから、積極的に活用する。
- ◎ 三者カンファレンスは、必要な事件を選別して、効率的に行う。

§ 1 [カンファレンスの対象事件の選別]

- 事件類型や事案の内容から、三者（裁判官，書記官，家裁調査官）でカンファレンスを行うべき事件を選別し、必要に応じて、カンファレンスを行う時期や回数を決めるなど、柔軟に運用する。

§ 2 [カンファレンスの準備]

- 必要に応じて「進行管理メモ」等を利用するなどして、短時間で効率的なカンファレンスが行えるように努める。

(書記官が三者カンファレンスに関与する目的)

事件の円滑な進行や適切な処遇の実現のためには、書記官が事件に関する付随的な情報を提供するなどして、チームを構成する裁判官，家裁調査官との事件に対する認識を共通化した上で、審判の進行方針を協議していくことが必要であり、三者カンファレンスは、そのための非常に有効な手段である。

(対象事件の選別)

三者カンファレンスを行う必要性が高い事件（第3の「複雑な事件等」を除く。）としては、身柄事件，試験観察中の事件，在宅事件で身柄の引上げを検討すべき事件，警備を要する事件等審判の運営に特別の配慮を要する事件などがある。

そこで、進行管理を担う書記官が事案に応じて実施の要否、その時期などについての第一次的な検討や選別を行い、裁判官に意見の申出を行う。

(カンファレンスの準備)

カンファレンスを短時間で効率的に行うためには、あらかじめ事件に関する情報を整理しておくことが必要である。そこで、「進行管理メモ」が作成されていればそれを活用し、作成していない場合には、簡単な審判準備用のメモを作成することが有用である。

(カンファレンスにおける発言)

三者カンファレンスにおいて、処遇に関する参考意見を求められた場合には、率直に意見を述べ、よりよい処遇決定のために積極的に協力する。

書記官としても、法的調査結果や社会調査結果の内容も踏まえた上で積極的に発言することが、多角的観点からの検討を確保することになり、適切な処遇選択のために有用な場合も考えられるからである。

(参加できない場合の伝達手段)

カンファレンスは、三者がそろった上で行うべきであるが、時間的な調整がつかない場合には、状況に応じて裁判官と家裁調査官とでカンファレンスを行い、その概要を後に書記官に伝達してもらうなどの柔軟な運用を行う。

※ 参考例

- ・ 身柄事件、試験観察の要否の判断が必要な事件、身柄引き上げや観護措置取消を行う必要のある事件について、三者カンファレンスを活用している。
- ・ 三者カンファレンスにおいて、もっとも行われているのは処遇の検討である。その他には、進行予定の打合せ、審理計画の検討、事実認定に関する検討が行われている。
- ・ 三者カンファレンスは、家裁調査官から調査票が提出された後、終局審判の前までの間に行われることが多い。その他、試験観察決定を行う事件については、試験観察決定審判の直前及び試験観察の打ち切り審判（終局審判）の直前に行っている。

4 決定書の点検等

【ポイント】

- ◎ 各種決定ごとに必要な記載事項を把握して、形式的事項を点検するとともに、法的調査の結果やカンファレンス等を通じて得た事案に関する情報を活用して、内容面についても点検を行い、その結果、疑問点、意見等があれば裁判官に伝える。

(書記官が決定書を点検する目的)

裁判官が決定書を作成する過程で、書記官が決定書を点検し、疑問点、意見等があれば、それを裁判官に伝えることは、過誤のない正確な決定書を作成するために非常に重要な事務である。少年事件では、全件送致主義に基づき大量に送致された事件について迅速かつ正確に決定書を作成することが求められているほか、検察官関与決定や補償に関する決定等種々の決定があり、書記官が行う決定書の点検の役割は重要である。

(留意点)

少年事件の決定書には、形式的な記載事項（少年の氏名、生年月日等）のほか主文と簡単な理由のみを示すものから、非行事実の摘示や争点に対する判断、処遇理由を詳細に記載するものまであるので、点検を行うに当たっては、単なる誤字脱字、条文や非行事実の記載の遺脱等の形式面の点検はもちろんのこと、法的調査の結果やカンファレンス等を通じて得た事案に対する情報や知識を活用して、非行事実の摘示や争点に対する判断、処遇理由等の決定書の内容面までの点検も行うことが相当である。

第3 複雑な事件等における事務処理の在り方

1 法的調査事務の在り方

【ポイント】

- ◎ 否認事件や多数共犯事件等法律面や事実面に問題がある複雑な事件の処理に当たっては、早期に法的調査を行うことにより問題点を発見して、裁判官に報告する。
- ◎ 問題点を踏まえて、裁判官と十分に協議し、裁判官の指示に沿って、争点を中心とした実質的事項についての法的調査を行う。
- ◎ 法的調査の結果は、裁判官のニーズを踏まえた上で、必要に応じて「時系列表」や「供述対照表」のような形で書面化して、審理計画の策定、実施に広く活用する。

§1 [問題点の早期発見・報告]

- 事件を審理する上での問題点等について、事件係属後の早い時期から法的調査を実施して、早急に裁判官に報告する。
- 否認事件については、否認が判明した段階で、必要に応じて少年の主張、想定される争点等をまとめた簡単な否認メモを作成して活用する。

(複雑な事件等における書記官の法的調査の目的)

否認事件や多数共犯事件等法律面や事実面に問題がある複雑な事件（以下「複雑な事件等」という。）は、問題点の把握や検討に時間を要し、場合によっては証拠調べ等が必要となる。また、身柄事件については、審理期間が限定されていることから、特に迅速かつ適正な審理が求められる。このような事件については、裁判官の審理方針を踏まえて、書記官が早期に法的調査を行うこと

により問題点を発見し、事実関係や証拠を整理、把握した上でその結果を裁判官や家裁調査官に報告して、的確な審理計画の策定に寄与することが重要である。

(留意点)

- ① 法的調査を行う上で重要なポイントは、非行事実の認否である。通常は、送致された記録から否認であるかどうか確認できるが、調査段階になって否認に転じる場合もあることから、家裁調査官と連携を図り、否認の情報が早期に得られる態勢を整えておくことが必要である。また、否認の情報を得た場合には、直ちに裁判官に報告して、今後の方針について協議する。
- ② 法的調査の中で、明確な否認主張はないが、事実認定に影響を与える共犯者間の供述に食い違いがあることが判明した場合も、直ちに裁判官に報告して、今後の方針について協議する。
- ③ 少年が事実を否認していることが判明した直後の段階では、必要に応じて否認の概要をまとめた否認メモを作成しておくことが、その後の裁判官や家裁調査官と法的調査や社会調査の方針を協議する上で有用である。

※ 参考例

- ・ 一般的な法的調査票とは別に否認事件用の調査票を作成し、一般的な法的調査を行った上で、特に詳細な調査を必要とする否認事件については、重ねて調査を行っている。
- ・ 事件受理直後の法的調査で少年が事実を否認していることが判明した場合に、その概要をまとめたA4版1枚程度の「否認メモ」【資料8】を作成して、裁判官に情報提供を行っている。

§ 2 [法的調査の計画と調査結果の書面化]

- 問題点を踏まえ、更にどのような事項を中心に法的調査を行うか等について裁判官と協議し、裁判官の指示に沿った法的調査の計画を立てる。その際、家裁調査官と社会調査の計画との調整を図る。
- 法的調査の結果は、裁判官と協議の上で、必要に応じて「時系列表」や「供述対照表」のような形で書面化する。
- 裁判官等の検索の便宜のため、記録中の少年の供述調書や被害者本人の供述調書など主要な証拠には、付せんをちょう付するなどして、編てつ位置を明らかにする。

(法的調査の計画)

- ① 法的調査を効率的かつ効果的に行うためには、調査すべき事項を確定した上で、裁判官と書記官が事項別に調査を分担したり、複数の書記官で分担したりするなどの工夫が考えられることから、その点も踏まえた上で調査計画を立てる。また、調査期限を設定し、調査結果の報告（書面化）の程度、方法等についても、裁判官との間で協議しておく必要がある。
- ② 身柄事件では、短期間に法的調査と社会調査を並行して行わなければならないことから、法的調査の計画は家裁調査官にも伝えて、記録の使用が重ならないように調整する。

(法的調査結果の書面化)

- ① 法的調査の結果は、裁判官と協議の上で必要と認められる場合に書面化することが相当である。書面化の方法としては、一覧性のあるものが有効であり、事案を時系列的に調査した場合には「時系列表」、少年の供述の経過を調査した場合には「供述経過一覧表」【資料9】、共犯者間あるいは少年と証人の供述を対照調査した場合は「供述対照表」【資料10】というように、調査目的に合致した書面化の方法を選択すべきである。

- ② 法的調査の結果が広く活用されるためには、裁判官や家裁調査官との情報の共有化に役立つような書面化を図るべきである。そこで、法的調査の方針を協議する際などに、書面作成の必要性、作成する書面の内容、方式等についてのニーズを把握しておくことが相当である。

(証拠書類の明示方法)

法的調査の結果を書面化するとともに、その原資料となった関係証拠（供述調書等）を付せん等で明示することにより、裁判官が原資料に当たって内容を確認する際の検索に役立つ。場合によっては、書面の作成に代えて、該当箇所を付せん等で明示するだけで足りることもある。また、何分冊にも及ぶ事件記録の場合には、何冊目にどのような関係証拠が掲載されているかを表示したメモを作成したり、司法警察員作成の書類目録をコピーして、裁判官及び家裁調査官に配付することも有用である。

§ 3 [法的調査結果の活用]

- 法的調査の結果は、裁判官及び家裁調査官に提供し、審理計画の策定や証拠調べ等に積極的に活用する。
- 共犯事件については、最初の送致事件について行った法的調査の結果を、その後に送致されてきた共犯少年の法的調査に活用することを検討する。

(留意点)

法的調査の結果は、事件の審理計画の策定の資料として活用するとともに、他の関連する共犯事件も含めて広く活用していくことが相当である。また、書記官としては、法的調査の結果を踏まえた検討を行い、審理計画の策定に当たって、積極的に裁判官に意見の申出を行うべきである。

(調査結果の活用例)

- ① 少年の否認態様から、社会調査の開始時期を検討して、裁判官に意見の申出を行う。
- ② 法的調査の結果から得られた問題点について、関連する判例を調査して、裁判官や家裁調査官に情報提供する。
- ③ 時系列表や供述対照表等を作成した場合には、証拠調べ期日における供述録取の際に活用する。
- ④ 共犯事件については、同一係だけでなく他の係（部）も含めて、先行事件の法的調査の結果が活用できるような態勢を整えておく。
- ⑤ 法的調査の結果の実例を集積して、否認事件処理マニュアル等を作成する。

2 進行管理事務の在り方

【ポイント】

- ◎ 複雑な事件等の処理に当たっては、特に計画的な処理が必要であるから、法的調査の結果等に基づいて、審理計画の策定に積極的に関与する。
- ◎ 事件の関係者（検察官、付添人等）との連絡調整を綿密に行い、審理計画の策定に反映させるとともに、着実に実行されるよう努める。
- ◎ 複雑な事件等が係属した場合に備え、係又は部としての協力態勢を確立する。

§ 1 [審理計画策定への関与]

- 事実認定手続について、審理計画の立案を行い、裁判官に提案をするなど、審理計画の策定に積極的に関与する。
- 審理計画について、裁判官及び家裁調査官と協議し、審理全体の日程について調整する。

(複雑な事件等における進行管理における書記官の役割)

複雑な事件等については、関係者及び関係機関との手続的な連絡調整を綿密に行わなければならないが、その前提として書記官は、法的調査の結果を踏まえて、証拠調べの時期及び方法、証人の人選等、事実認定手続に関する審理計画案を立案し、裁判官及び家裁調査官に提案すること等により審理計画の策定に積極的に関与していくことが必要である。

(留意点)

- ① 否認事件については、否認と判明した時点で、否認の態様等から、証拠調べを先行させなければならない本格的な否認か否かを検討し、証拠調べを行う必

要性があると判断した場合は、適切な証人の選択、証人調べの順序等を検討して裁判官に意見の申出を行う。

- ② 取り調べる可能性のある証人については、あらかじめ所在を確認しておき、証人が遠方にいる場合や少年院等の施設にいる場合には、出張尋問の可能性も視野に入れて準備を行う。
- ③ 身柄の否認事件については、早期に審判期日を指定するなど、非行事実の認定及び要保護性の審理を含めた終局決定が観護措置期間内に行えるように調整する必要がある。また、審判期日を複数回指定しなければならない場合には、予め期日の予約を行うなどの調整を行う。さらに、証拠調べの必要性等から4週間以内に終局決定を終えることが難しい場合には、どの程度の期間で終局決定が行えるかの見込みを立てた上で、2回目以降の観護措置更新決定についても裁判官と協議しておく。
- ④ 多数共犯事件については、他の係に係属している共犯少年の審理状況に関する情報を収集して、当該少年の証拠調べ又は終局決定のための審判期日の割り振りや調整に活用することが相当である。

§ 2 [事件関係者等との対応]

- 付添人（及び検察官関与決定のあった事件については検察官）から、審判期日の希望、証拠調べの申出の有無などを聴取し、審理計画の立案、策定に反映させる。
- 検察官及び付添人に対する問合せ（規則30条の4第3項）を活用し、争点を明確にし、必要な立証手段を吟味し、適正かつ効率的な証拠調べ等が行えるように審理計画全体への理解と協力を求める。

(付添人との対応)

- ① 身柄の否認事件について、付添人が選任されている場合には、記録閲覧、少年との面会等により、早期に事案を把握して少年側の主張を明確にするよう、当該付添人に対して要請する等の進行管理事務を行うことが必要である。
- ② 非行事実認定の蓋然性の高い否認事件について、非行事実認定前に社会調査を並行して行う場合には、あらかじめ付添人等に了解を得ておくことが望ましい。付添人への申入れは、事前打合せの際に裁判官からしてもらうほか、裁判官の命を受けて書記官が行うこともある。
- ③ 付添人との打合せ期日には、少年側の主張を明確にするとともに、付添人の意向も踏まえ、証拠調べ等についての審理方針が確定されなければならない。そのためには、書記官は付添人に対して、打合せ期日までに、少年側の主張や証拠調べに対する要望を記載した意見書を提出するように促す必要がある。

(検察官及び付添人との事前打合せ)

- ① 検察官が関与しない事件においても、付添人との事前打合せ及び付添人に対する書記官による問合せを積極的に行う（規則30条の4は、検察官関与決定があった事件以外の事件における書記官による問合せを認めない趣旨ではない。）。
- ② 事前打合せに当たっては、裁判所としても事前に十分な準備を行う必要があり、書記官としては審判期日や証拠調べの予定などについての裁判所側の意見や見解をとりまとめておき、事前打合せの効率化を図る。
- ③ 事前打合せを行った場合には、「打合せメモ」等を作成して打合せ内容を記録化しておくことが有効である。また、打合せにおいて付添人（及び検察官）に準備を依頼した場合には、依頼内容を明確にしておく趣旨から、メモの写しを交付することが有用である。

§ 3 [審理計画の実行への関与]

- 証拠調べが予定どおり行われるように、取調べ予定の証人等の出頭確保に努める。
- 検察官及び付添人の各準備状況、家裁調査官による社会調査の進捗状況等、事件の進行状況全般を把握し、裁判官及び家裁調査官とも適宜協議した上で必要な措置を執り、円滑な事件処理の実現に努める。

(証人の出頭確保)

- ① 取調べ予定の証人の所在が明らかでない場合には、裁判官と協議の上で捜査機関に所在調査の依頼を行う。
- ② 証人が被害者の場合には、事前に電話で理解を得てから召喚状の送達をするなどの配慮を行うとともに、付添いや遮へいの措置についての要望を聴取し、その対応について裁判官と協議する。

(障害事由に対する対処)

- ① 取調べ予定の証人から出頭が困難である旨の連絡が入った場合には、直ちに裁判官と協議を行い、今後の対応策について検討する。
- ② 多数共犯事件等については、ある少年の審理に発生した障害事由（例えば、予定していた証人尋問が行えない場合など）が他の共犯少年の審理に影響を与えることがあるので、各書記官間の情報交換を綿密に行うことが相当である。

§ 4 [協力態勢の確立]

- 複雑な事件等に備えて、係又は部としての協力態勢を確立する。
- 著名事件や重大事件など、少年の情操保護等のために特に配慮すべき事件については、事務局を含む関係部署との間で警備態勢等について事前に十分協議し、連絡を密にする。
- 複雑な事件等については、将来の事件処理に活用することを目的として、資料の収集及び整理を行う。

(協力態勢の方策)

- ① 多数共犯事件で複数の裁判官、書記官、家裁調査官が関与する場合、部全体を視野に入れた協力態勢のルールを確立しておくとともに、事件全体の進行管理を統括する書記官を決めておくことが相当である。また、共犯事件を同一係に集中させることにより、審理の効率化を図ることも有用である。
- ② 複雑な事件等の処理にあたっては、将来の事件処理に活用することを目的として、法的調査や進行管理の経過を集積、資料化して、庁全体の事件処理に有効活用する。

※ 参考例

- ・ 複雑な事件等の事務処理の実践を踏まえて、同様の事件に係属した場合を想定して、書記官室全体の事務処理態勢についての申合せを策定している。

3 三者カンファレンスの在り方

【ポイント】

- ◎ 複雑な事件等においては、早期に三者カンファレンスを行うとともに、事件の進ちよく状況に応じて、柔軟にカンファレンスを行う。

§ 1 [事件の進ちよく状況に応じたカンファレンスの実施]

- 事件係属後の早い時期に三者カンファレンスを行い、事件の内容及び審理計画に関する三者の認識を共通化させる。
- 事件の進ちよく状況に応じて、必要な時期に積極的にカンファレンスを行い、三者が一体となって適正迅速な審理の進行に努める。

§ 2 [カンファレンスの効率化]

- 「時系列表」や「供述対照表」等を作成した場合には、それらを活用するなどして、カンファレンスの効率化を図る。

(複雑な事件等における三者カンファレンスの目的)

複雑な事件等については、事実認定や処遇選択上の問題点について率直な意見交換を行い、事件に関する問題点や審理計画に関する三者の認識を共通化した上で、終局処分に向けた準備を行う必要がある。そこで、三者が各人の役割に基づいて手続を遂行するためにも、三者カンファレンスを行うことが必要である。

(早期カンファレンスの実施)

複雑な事件等については、多くの問題点を含むことが多いため、三者がその内容を正確に把握しなければならない。そこで、事件係属後の早い時期に三者カンファレンスを実施して、事件の内容及び基本的な審理の進め方に関する三者の認識を共通にしておくことが相当である。

(カンファレンスの実施時期)

複雑な事件等については、事件の進ちょく状況などを勘案し、複数回のカンファレンスを実施し、段階を追って事案の理解を深めることが相当である。具体的には、①事件受理直後は問題点の把握のために概括的なカンファレンスを行う、②法的調査や社会調査を行い、その結果の報告及び検討のためにカンファレンスを行う、③最終的な処遇選択を検討するためにカンファレンスを行う、といった方法がある。

身柄事件については、観護措置期間の制限もあるので、あらかじめカンファレンスの時期や回数について、一定の目安を定めて運用することも有用である。

(カンファレンスの効率化)

事実関係を整理するために「時系列表」や「供述対照表」を作成した場合には、同書面を活用することが相当である。具体的には、それらの書面から争点を明確にしたり、証拠調べの際の尋問のポイントや尋問の手順について、三者の認識を共通化するために活用する。

※ 参考例

- ・ 身柄事件については、事件受理直後、中間時、家裁調査官の意見が提出された後の審判直前の時期に3段階のカンファレンスを行う申合せをしている。
- ・ 書記官が作成した「供述対照表」を基にして、書記官が進行役となってカンファレンスを進めている。

【資料編】

ここに掲載した書式等は、家裁研究係等において使用されているものを基に作成したもので、あくまでも参考例として示すものである。各庁においては、これらをそのまま利用するのではなく、これらを参考にして、各庁における事件処理の実情に応じ、より実践的な各種の書式等を作成し、適正かつ迅速な事件処理に資するよう工夫していただきたい。

資料 1	法的調査票	33
資料 2	押収物チェック票	34
資料 3	補強証拠一覧表	35
資料 4	証拠物領置基準	36
資料 5	進行管理メモ	37
資料 6	身柄事件管理票	38
資料 7	余罪聴取書	39
資料 8	否認メモ	40
資料 9	供述経過一覧表	41
資料 10	供述対照表	42

押収物チェック票

平成 年(少)第 号(平成 年押第 号)

符号	証拠物と本件の関連(少年法)	証拠資料等	領置	所有者	証拠資料等	処 分
	<input type="checkbox"/> 組成物 (24条の2第1項1) <input type="checkbox"/> 供用物等 (24条の2第1項2) <input type="checkbox"/> 生成物等 (24条の2第1項3) <input type="checkbox"/> 対 価 (24条の2第1項4) <input type="checkbox"/> 遺留品等 <input type="checkbox"/> 被害品 <input type="checkbox"/> その他	・供述調書 丁 ・捜査報告書 丁 ・その他 丁	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 少 年 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不詳	所有権放棄書 有・無 丁 還付請求書 有・無 丁	<input type="checkbox"/> 没 取 <input type="checkbox"/> 被害者還付 (少15Ⅰ・刑訴法347) <input type="checkbox"/> 押収を解く言渡し (少15Ⅱ・刑訴法346) <input type="checkbox"/> 検察官に返還
	<input type="checkbox"/> 組成物 (24条の2第1項1) <input type="checkbox"/> 供用物等 (24条の2第1項2) <input type="checkbox"/> 生成物等 (24条の2第1項3) <input type="checkbox"/> 対 価 (24条の2第1項4) <input type="checkbox"/> 遺留品等 <input type="checkbox"/> 被害品 <input type="checkbox"/> その他	・供述調書 丁 ・捜査報告書 丁 ・その他 丁	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 少 年 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不詳	所有権放棄書 有・無 丁 還付請求書 有・無 丁	<input type="checkbox"/> 没 取 <input type="checkbox"/> 被害者還付 (少15Ⅰ・刑訴法347) <input type="checkbox"/> 押収を解く言渡し (少15Ⅱ・刑訴法346) <input type="checkbox"/> 検察官に返還
	<input type="checkbox"/> 組成物 (24条の2第1項1) <input type="checkbox"/> 供用物等 (24条の2第1項2) <input type="checkbox"/> 生成物等 (24条の2第1項3) <input type="checkbox"/> 対 価 (24条の2第1項4) <input type="checkbox"/> 遺留品等 <input type="checkbox"/> 被害品 <input type="checkbox"/> その他	・供述調書 丁 ・捜査報告書 丁 ・その他 丁	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 少 年 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不詳	所有権放棄書 有・無 丁 還付請求書 有・無 丁	<input type="checkbox"/> 没 取 <input type="checkbox"/> 被害者還付 (少15Ⅰ・刑訴法347) <input type="checkbox"/> 押収を解く言渡し (少15Ⅱ・刑訴法346) <input type="checkbox"/> 検察官に返還
	<input type="checkbox"/> 組成物 (24条の2第1項1) <input type="checkbox"/> 供用物等 (24条の2第1項2) <input type="checkbox"/> 生成物等 (24条の2第1項3) <input type="checkbox"/> 対 価 (24条の2第1項4) <input type="checkbox"/> 遺留品等 <input type="checkbox"/> 被害品 <input type="checkbox"/> その他	・供述調書 丁 ・捜査報告書 丁 ・その他 丁	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 少 年 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不詳	所有権放棄書 有・無 丁 還付請求書 有・無 丁	<input type="checkbox"/> 没 取 <input type="checkbox"/> 被害者還付 (少15Ⅰ・刑訴法347) <input type="checkbox"/> 押収を解く言渡し (少15Ⅱ・刑訴法346) <input type="checkbox"/> 検察官に返還
	<input type="checkbox"/> 組成物 (24条の2第1項1) <input type="checkbox"/> 供用物等 (24条の2第1項2) <input type="checkbox"/> 生成物等 (24条の2第1項3) <input type="checkbox"/> 対 価 (24条の2第1項4) <input type="checkbox"/> 遺留品等 <input type="checkbox"/> 被害品 <input type="checkbox"/> その他	・供述調書 丁 ・捜査報告書 丁 ・その他 丁	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 少 年 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不詳	所有権放棄書 有・無 丁 還付請求書 有・無 丁	<input type="checkbox"/> 没 取 <input type="checkbox"/> 被害者還付 (少15Ⅰ・刑訴法347) <input type="checkbox"/> 押収を解く言渡し (少15Ⅱ・刑訴法346) <input type="checkbox"/> 検察官に返還
備考						

補強証拠一覧表(参考)

罪名	適用罰条	補強証拠
窃盗	刑235(未243)	被害届(又はこれに準ずる容面)
傷害	刑204	診断書(又は被害程度を明らかにする容面)
遺失物等横領	刑254	①遺失物であることの捜査報告書 ②被害届(なければ①のみ)
恐喝	刑249・I(未250)	被害者の供述調査
暴行	刑208	被害者の供述調査
強盗	刑236・I(未243)	被害者の供述調査
業務上過失傷害	刑211・I前	①診断書 ②実況見分調査(被害者・加害者双方)
公務執行妨害	刑95・I	被妨害者の供述調査
住居侵入	刑130前(未132)	被害届(これがない場合には、被侵入住居の者・被侵入建造物の管理者等の供述調査)
有印私文書偽造	刑159・I	偽造文書(偽造文書がない場合には、同書の存在を示す捜査報告書)
有印私文書偽造・同行使	刑161・I, 159・I (未161・II)	
詐欺	刑246・I(未250)	被害者の供述調査
強姦	刑177(未179)	被害者の供述調査
無免許運転	道117の4①, 64	①免許照会の結果記載の捜査報告書等 ②運転していたことの捜査報告書
無免許運転補助	道117の4①, 64, 刑62・I	①運転者についての上記①② ②運転者の供述調査(補助の事実)
酒気帯び運転	道117の4②, 65・I 令44の3	①酒気帯び鑑識カード, 飲酒検知管等 ②運転していたことの捜査報告書
速度超過(法定速度違反)	道118・I①, 22・I, 令11	速度記録紙, 測定記録写真
速度超過(指定速度違反)	道118・I①, 22・I, 4・I 令1の2	
共同危険行為	道117の3, 68 (刑60)	捜査報告書(共同危険行為の状況を記載したもの)
共同危険行為(同乗者)	道117の3, 68, 刑60, 65・I	
売春防止法違反(ピンクちらしまき)	売6・II③, 6・I	現認報告書
毒劇物取締法違反(所持)	毒24の3, 3の3, 令32の2	所持していた物についての鑑定書
覚せい剤取締法違反(所持)	覚41の2・I	所持していた物についての鑑定書
覚せい剤取締法違反(使用)	覚41の3・I①, 19	使用者の尿の鑑定書
道路運送車両法違反(ナンバープレート折り曲げ, 表示方法)	運109①, 19(自動車) 73・I(二輪車)	捜査報告書
自動車損害賠償保障法違反(責任保険の未締結)	自賠86の3①, 5	①車両についての捜査報告書 ②無保険についての捜査報告書

※刑=刑法, 未=未遂, 前=前段, 道=道路交通法, 令=同法施行令, 売=売春防止法, 毒=毒物及び劇物取締法
覚=覚せい剤取締法, 運=道路運送車両法, 自賠=自動車損害賠償保障法

証 拠 物 領 置 基 準 (参 考)

領 置 す る 物	領 置 せ ず に 検 察 官 に 返 還 す る 物	備 考
<p>① 殺人・傷害・強盗致死といった重大事件における凶器</p> <p>② 覚せい剤事件や麻薬事件における覚せい剤や麻薬又は毒劇事件におけるシンナーなど</p> <p>③ 銃刀法事件における銃やナイフといった犯罪組成物</p> <p>④ 送致事実を否認している場合 ただし、送致事実と直接の関係のある物</p>	<p>① 送致事実と明らかに無関係な物</p> <p>② 自白事件であり、かつ、次のiないしiiiのいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">i 自白調書中、少年に対して物を示したことが表れている</p> <p style="margin-left: 2em;">ii 物の写真撮影報告書がある</p> <p style="margin-left: 2em;">iii 少年の所有権放棄書が出ている</p> <p>③ 送致事実とは直接の関係がなく、少年の供述の信用性を裏付けるための物</p> <p style="margin-left: 2em;">ex電話明細書</p>	

進 行 管 理 メ モ

少年名		事件番号	平成 年(少)第 号	身柄の区分	<input type="checkbox"/> 親護措置 <input type="checkbox"/> 在宅
生年月日	昭和 年 月 日生	事件名			
住 所					
保 護 者		電 話			
担 当 家 裁 調 査 官	／ 調査命令	付 添 人 弁 護 士	／ 選任	電 話	
審判期日	／ , : / , : / , :				
<p><input type="radio"/> 親護措置更新(平成 年 月 日満了) <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/> 付添人選任 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 要(<input type="checkbox"/> 私選 <input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 扶助) <input type="checkbox"/> 扶助協会連絡済 <input type="checkbox"/> 訟廷書類送付 <input type="checkbox"/> 扶助協会回答 <input type="checkbox"/> 帳簿記入済</p> <p><input type="radio"/> 期日の打合せ <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 調査官 <input type="checkbox"/> 付添人 <input type="checkbox"/> 鑑別所</p> <p><input type="radio"/> 期日呼出し, 通知, 請寄 <input type="checkbox"/> 少年 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 付添人 <input type="checkbox"/> 鑑別所 <input type="checkbox"/> 証人・参考人 <input type="checkbox"/> その他</p> <p><input type="radio"/> 閲覧等 <input type="checkbox"/> 調査官可能日(/ /) <input type="checkbox"/> 付添人希望日(/ /) 閲覧についての留意事項</p> <p><input type="radio"/> 否認の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 否認の趣旨等</p> <p><input type="radio"/> 補充捜査の要否 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 要 内容 連絡等 <input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="radio"/> 余罪の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="radio"/> 関係書類の追送致予定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(月 日予定)</p> <p><input type="radio"/> 共犯事件 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 否認の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() 補強証拠の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() その他の特記事項(役割関係, 供述の食い違い点等)</p> <p>裁判官との審理計画, 審判期日打合せ <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/> 付添人の立証 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="radio"/> 付添人の意見書 <input type="checkbox"/> 提出済</p> <p><input type="radio"/> 調査官調査報告書 <input type="checkbox"/> 提出済(/)</p> <p><input type="radio"/> 証拠物処分申出 <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/> 調書作成 <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/> 審判書作成 <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/> 証人等旅費確認 <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/> 関係機関通知 <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/> 抗告通知(少年院) <input type="checkbox"/> 済</p> <p><input type="radio"/></p>					

※ 年齢切迫事件(3か月以内成人)は生年月日の下に赤線を引く。

身柄事件管理票

裁		調		書		(受理日 . . .)
平成 年(少)第 号		平成 年(少)第 号		保護事件		
係属事件		係属事件		保護事件		
係属事件		係属事件		保護事件		
少年 _____ 平・昭 年 月 日生 (歳)						
職 業 _____						
本 籍 _____						
住 所 _____						
保 護 者	父 (_____) 母 (_____) その他 (_____) 住所 <input type="checkbox"/> 少年と同じ <input type="checkbox"/> _____					
付 添 人	<input type="checkbox"/> 弁護士 _____ <input type="checkbox"/> _____					
通 訳 人	氏名 _____ (_____ 語) 職業 _____ 住所 _____ 住所 _____					
送致警察署	警察署 送致書日付 (/ /) 担当者 _____					
□ 親護措置 □ 勾留に代わる親護措置	逮捕日時 (/ / :) 勾留請求日時 (/ / :) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 平成 年 月 日 → 同満了日 (/ /) 更新決定 (/ /) → 同満了日 (/ /) </div> 2回目更新決定 (/ /) → 同満了日 (/ /) 3回目更新決定 (/ /) → 同満了日 (/ /)					
審 判 期 日	1回 (/ / :) <input type="checkbox"/> 打合せ等 2回 (/ / :) _____ (/ / :) <input type="checkbox"/> 少年鑑別所長宛期日通知済 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保護者の期日請書受領済 <input type="checkbox"/> 付添人の期日請書受領済					
備 考						
送致書, 前歴, 証拠物関係は, 別添のとおり						

余 罪 聴 取 書

聴取日時 平成 年 月 日 時 分

聴取者 家庭裁判所 裁判所書記官 ㊦

対話者 警察署 A署・B署・C署・D署・E署・F署・()
 部課室 ()
 官職名 警部・警部補・巡査部長・巡査長・巡査
 氏名 ()
 電 話 () 内線 ()

余罪等について聴取した内容は、以下のとおりである。

1. 余 罪
 (1) 罪 名

A	窃 盗	件	B	恐 喝	件	C	傷 害	件
D	暴 行	件	E	占有離脱物横領	件	F	住居・建造物侵入	件
G	道路交通法違反	件	H	業務上過失傷害	件	I	毒物及び劇物取締法違反	件
J	覚せい剤取締法違反	件	K		件	L		件

(2) 内 容

	日時 / 場所	非行事実の概要	被害の程度	被害品 被害金額 全治 月・週間・日	共犯者 有 無
	日時 / 場所	非行事実の概要	被害の程度	被害品 被害金額 全治 月・週間・日	共犯者 有 無
	日時 / 場所	非行事実の概要	被害の程度	被害品 被害金額 全治 月・週間・日	共犯者 有 無

(3) 送致時期 未定 近日中 検察庁に送致済 審判期日までには送致努力
 ()

2. その他

- (1) 少年鑑別所入所中の本件少年に対する捜査予定
未定 補充捜査 余罪調べ 参考人調べ 再逮捕
- (2) 参考事項

否 認 メ モ (〇〇. 〇〇. 〇〇 作成者 乙野 次郎)

事件	氏 名	甲 野 太 郎	番 号	〇〇 年 (少) 〇〇〇〇 号
			事件名	傷 害

程度 全部 一部 ()

内容

(概要)

犯人と少年の不一致

不知の主張

アリバイの主張 (共犯者Bも別のアリバイ (〇〇県内に居た) を主張)

主観面 (故意・目的等) に対する主張

客観面 (態様等) に対する主張

(要旨)

非行時 (平成〇〇年5月4日午後3時30分) は父親と一緒に〇〇県△△岬で釣りをしていた。

5月3日から父親と釣りに出かけ、辺りが暗くなった頃、友達のBから借りた携帯電話で何人かの知り合いに電話した。

時期

捜査段階 (当初から一貫 自白からの転向 (段階: 検 査 員))

送致後 (観護措置手続時 社会調査時 第1回審判時)

(少年の非行を裏付ける他の証拠)

無

有

- 目撃者・被害者の供述 → 氏名 被害者: 丙山三男 (395丁), 目撃者: 丁村四男 (424丁)
- 共犯者の供述 → 氏名
- 物証等 → 内容 被害届 (5/5日付・記録12丁)
- 少年の面割 → 氏名 目撃者: 丁村 (428丁, 440丁)

係書記官意見 (〇〇. 〇〇. 〇〇 記入)

<p>(争点・問題点)</p> <p>1 少年のアリバイ主張</p> <p>・ 携帯電話関係の証拠 (発信地が〇〇県となっている点) の評価</p> <p>・ 少年の供述の信用性</p> <p>・ 少年の父親の供述調書がない</p> <p>2 面割の信用性</p> <p>・ 被害者の面割がない</p>	<p>(進行意見)</p> <p><input type="checkbox"/> 協力援助依頼 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 補充捜査 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 証拠調べ (少年の父親, 目撃者の証人尋問)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他の意見</p> <p>1 付添人の意見を確認</p> <p>2 補充捜査か証人尋問か</p>
---	---

供 述 経 過 一 覧 表

(少年が被害者に対して暴行を加えた理由について)

平成〇〇年(少)第〇〇〇号 〇〇〇〇保護事件

〇〇家庭裁判所〇〇支部

標 表 題	日 付	目 丁	少年の供述内容(要旨)
通達弁録	6・14	2	殴った理由が違う
K・S	同 上	76	被害者に暴行を加えたのは、恐喝するためではない。被害者が生意気な態度をとるようになったので、暴走族のケジメをつけたものである。
勾留弁録	6・15		私一人で、被害者を脅しつけ、2万円をカツ上げたことは間違いない。
勾留質問	同 上		被疑事実は、私が「K」のリーダーである点を除き間違いない。
K・S	6・17	109 118 121	被害者を殴る蹴るして、金を要求したことは間違いない。 被害者は、日頃から態度が大きく、約束を破ることも多かったので、しばいてやろうと思った。 私が殴った後に、現金を私の所へ持って来る約束をさせた行為が恐喝になることはわかる。
P・S	6・18	132	被害者に暴力を振るい、2万円持って来いと要求し、翌日15日午前11時頃被害者に頼まれたFが2万円持ってきて、それを受け取ったことは間違いない。 被害者から受け取った2万円は、バイクのマフラーを改造するための部品代を「K」のメンバー全員に2万円ずつ割り当てたもので、そうすることはメンバー全員が合意していた。 しかし、被害者は代金を支払わないばかりか、先輩達に対する態度もなっていなかったことから、被害者を呼び出してしばくことにした。
作成年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			担当書記官 〇〇

少年と被害者の供述対照表 (PSを中心として)
(下線部分を中心に尋問する。)

作成年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 作成者 〇〇

項 目	〇〇 〇〇 (被疑少年=Y)	〇〇 〇〇 (被害者=A)
Yが暴走族の「K」メンバーに各2万円を要求した経緯及び時期	Yは平成11年2月頃「K」のシンボルであるバイクのマフラーを改造するためAを含む「K」のメンバーに2万円ずつ割り当てた。	同左
その後3月14日までの間にYから2万円の要求はあったか。	?	?
3月14日迄のAの態度	Yの指示にも従わず、時間を守らなかったり、Yや他の先輩に対する態度もなっていないかった。	Yの命令を無視して3月頃には全く「K」の行動には参加しなかった。
YがAを殴るまでの言動及びAの態度	「座れや。」と言ってAを正座させ、「お前何回言うたらわかるんや。」と怒鳴りつけた。 Aは「すみません。」と言うだけだった。 (Yの内心：AはYを含めた先輩達に対する態度もなっておらず、怒鳴りつけても「すみません。」と言うだけなので、殴りつけてやろうと思った。)	同左 (Aの内心：Yが「お前何回言うたらわかるんや。」と怒鳴り、怒ったのは、多分自分達が3月頃からYに連絡を取らなくなったからだと思う。)
殴る前に金の話は出たか。	?	?
Aに対する暴行態様	顔面等を殴ったりした。 (全部で十数発)	顔面等を十数発殴られ、腹や足を5、6発蹴られた。
暴行後、2万円を要求するまでの経過	?	殴られた後、すぐに2万円を要求された。
Yは何と言って2万円を要求したか。	「2万円払ってない奴がおる。」 「明日までに、2万円ずつ持ってこい。」	同左+「借りてでも払え。」